

発議第 3 号

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

市長の専決処分事項の指定についての一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

提 出 者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 眞 鍋 亜 樹

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて
市長の専決処分事項の指定について（平成１９年１２月６日議決）の一部を
次のように改正する。

第３項中「香芝市上下水道事業債権管理規程（平成１９年水道事業管理規程
第８号）」を「香芝市下水道事業債権管理規則（令和７年規則第３０号）」に
改める。

附 則

この改正は、議決の日から施行する。